

12 資料編

表1 県・市の担当機関

ア 県の担当課

〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1 電話097-536-1111(代表)

課 名	班 名	直 通	事務内容	FAX
障害福祉課	管理・計画班	506-2722 506-2723	障がい福祉計画、身体障害療育手帳、重度心身障がい者医療費、心身障害者扶養共済に関すること	506-1740
	施設支援班	506-2745	事業所の指定・指導、事業者に向けた研修、障がい者福祉施設整備、障がい者の虐待防止対策に関すること	
	自立・療育支援班	506-2729 506-2749	障害福祉サービス(自立支援給付)、障がい児への療育支援、発達障がい児・医療的ケア児への支援に関すること	
	精神保健福祉班	506-2727 506-2733 506-2741	精神障がい者の保健福祉施策、自殺対策等に関すること	
障害者社会参加推進室	地域生活支援・芸術文化スポーツ推進班	506-2725	地域生活支援事業、障がい者スポーツ及び障がい者芸術の振興に関すること	506-1736
	就労促進班	506-2726	障がい者の就労支援に関すること	
健康政策・感染症対策課	疾病対策班	506-2667	難病対策に関すること	506-1735
こども未来課	子育て支援班	506-2713	放課後児童クラブに関すること	506-1739
	幼児教育・保育班	506-2709	保育に関すること	
こども・家庭支援課	家庭支援班	506-2704	特別児童扶養手当に関すること	
	こども育成支援班	506-2707	児童相談所に関すること	

イ こころとからだの相談支援センター

〒870-1155 大分市大字玉沢908番地

課 名	事務内容	電 話	FAX
総務企画課	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院)の判定や交付、精神医療審査会等に関すること	097-541-5276(代表)	506-1735
身体・知的障害相談支援課	身体障害者手帳や療育手帳(18歳以上)の交付、判定及び相談等に関すること	097-542-1209(身体) 097-542-3117(知的)	
こころの健康課	精神保健福祉相談や精神障がい者の社会復帰等に関すること 予約・相談電話 月曜～金曜(祝日・年末年始除く) 8:30～12:00、13:00～17:00	097-541-6290	

ウ 児童相談所

名 称	所在地	電 話	FAX
中央児童相談所	〒870-0891 大分市荏隈町2丁目3番1号 (大分県こども・女性相談支援センター内)	097-544-2016	546-1399
中央児童相談所大分支所	〒870-0045 大分市城崎町2丁目3番4号 (大分市庁舎城崎分館 4階)	097-579-6650	579-6654
中津児童相談所	〒871-0024 中津市中央町1-10-22	0979-22-2025	22-5935

12 資料編

工 保健所

名 称	所在地	電 話	FAX
大分市保健所	〒870-8506 大分市荷揚町6-1	097-536-2222	506-1735
東部保健所	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1	0977-67-2511	67-2512
地域福祉室	〒879-1506 速見郡日出町字仁王山3531-24	0977-72-2327	72-2367
国東保健部	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1	0978-72-1127	72-3073
中部保健所	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-34	0972-62-9171	62-9173
由布保健部	〒879-5421 由布市庄内町柿原337-2	097-582-0660	582-0691
南部保健所	〒876-0844 佐伯市向島1-4-1	0972-22-0562	25-0206
豊肥保健所	〒879-7131 豊後大野市三重町市場934-2	0974-22-0162	22-7580
西部保健所	〒877-0025 日田市田島2-2-5	0973-23-3133	23-3136
地域福祉室	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1	0973-72-9522	72-1016
北部保健所	〒871-0024 中津市中央町1-10-42	0979-22-2210	22-2211
豊後高田保健部	〒879-0621 豊後高田市是永町39	0978-22-3165	22-2684

才 市町村

名 称	所在地	電 話	FAX
大分市 障害福祉課	〒870-8504 大分市荷揚町2-31	097-537-5658	537-1411
別府市 障害福祉課	〒874-8511 別府市上野口町1-15	0977-21-1413	22-1780
中津市 福祉支援課	〒871-8501 中津市豊田町14-3	0979-62-9802	25-2335
日田市 福祉支援課	〒877-8601 日田市田島2-6-1	0973-22-8290	22-8258
佐伯市 障がい福祉課	〒876-8585 佐伯市中村南町1-1	0972-22-4514	23-6002
臼杵市 福祉課	〒875-8501 臼杵市大字臼杵72-1	0972-63-1111	63-3063
津久見市 社会福祉課	〒879-2435 津久見市宮本町20-15	0972-82-9519	82-9466
竹田市 社会福祉課	〒878-8555 竹田市大字会々1650	0974-63-4811	63-0988
豊後高田市 社会福祉課	〒879-0692 豊後高田市是永町39-3	0978-25-6178	22-1033
杵築市 福祉事務所	〒879-1307 杵築市山香町野原1010-2	0977-75-2405	75-1141
宇佐市 福祉課	〒879-0492 宇佐市大字上田1030-1	0978-27-8214	32-0341
豊後大野市 社会福祉課	〒879-7198 豊後大野市三重町市場1200	0974-22-3083	22-6653
由布市 福祉課	〒879-5498 由布市庄内町柿原302	097-582-1111	582-1343
国東市 福祉課	〒873-0503 国東市国東町鶴川149	0978-72-5164	72-5171
姫島村 住民福祉課	〒872-1501 東国東郡姫島村1630-1	0978-87-2278	87-3629
日出町 介護福祉課	〒879-1592 速見郡日出町2974-1	0977-73-3126	72-7915
九重町 健康福祉課	〒879-4895 玖珠郡九重町後野上8-1	0973-76-3821	76-3840
玖珠町 福祉保険課	〒879-4492 玖珠郡玖珠町帆足268-5	0973-72-1115	72-2112

12 資料編

力 市町村教育委員会

大分市 教育委員会	〒870-8504	大分市荷揚町2-31	097-537-5648	532-2281
別府市 教育委員会	〒874-8511	別府市上野口町1-15	0977-21-1574	22-5100
中津市 教育委員会	〒871-8501	中津市豊田町14-3	0979-22-4941	22-1492
日田市 教育委員会	〒877-0012	日田市淡窓1-1-1	0973-22-8234	22-8248
佐伯市 教育委員会	〒876-0853	佐伯市中村東町6-9	0972-22-4070	24-0231
臼杵市 教育委員会	〒875-8501	臼杵市大字臼杵72-1	0972-86-2729	63-1374
津久見市 教育委員会	〒879-2431	津久見市大友町5-15	0972-82-9525	82-9300
竹田市 教育委員会	〒878-8555	竹田市大字会々1650	0974-63-4833	63-2373
豊後高田市 教育委員会	〒872-1101	豊後高田市中真玉2144-12	0978-53-5112	53-4731
杵築市 教育委員会	〒879-1307	杵築市山香町野原1010-2	0977-75-2410	75-1314
宇佐市 教育委員会	〒879-0492	宇佐市上田1030-1	0978-27-8196	33-2670
豊後大野市 教育委員会	〒879-7198	豊後大野市三重町市場1200	0974-22-1001	22-6828
由布市 教育委員会	〒879-5498	由布市庄内町柿原302	097-582-1179	582-1245
国東市 教育委員会	〒873-0503	国東市国東町鶴川160-2	0978-73-0066	73-0067
姫島村 教育委員会	〒872-1501	東国東郡姫島村1681-2	0978-87-2112	87-3567
日出町 教育委員会	〒879-1506	速見郡日出町3891-2	0977-73-3157	73-3800
九重町 教育委員会	〒879-4895	玖珠郡九重町後野上8-1	0973-76-3812	76-3826
玖珠町 教育委員会	〒879-4492	玖珠郡玖珠町帆足268-5	0973-72-7150	72-5663

12 資料編

表2 障がい者関係団体

名 称	所在地(又は事務局)	代表者 連絡先電話
(福)大分県社会福祉協議会	〒870-0907 大分市大津町2-1-41 (大分県総合社会福祉会館内)	佐藤 章 097-558-0300
(福)大分県社会福祉事業団	〒870-0907 大分市大津町2-1-41 (大分県総合社会福祉会館内)	銅城 義則 097-552-1316
(福)大分県共同募金会	〒870-0907 大分市大津町2-1-41 (大分県総合社会福祉会館内)	永松 悟 097-552-2371
大分県障害者社会参加推進協議会	〒870-0907 大分市大津町2-1-41 (大分県総合社会福祉会館内)	佐藤 一夫 097-558-8797
(一社)大分県身体障害者福祉協会	〒870-0907 大分市大津町2-1-41 (大分県総合社会福祉会館内)	佐藤 一夫 097-551-9775
大分県身体障害者相談員協会	〒870-0907 大分市大津町2-1-41 (大分県総合社会福祉会館内)	佐藤 一夫 097-551-9775
大分県障がい者スポーツ協会	〒870-8501 大分市大手町3-1-1 (大分県障害者社会参加推進室内)	佐藤 章 097-533-6006
大分県身体障害児者施設協議会	〒870-0907 大分市大津町2-1-41 (大分県総合社会福祉会館内)	三浦 晃史 097-558-0300
(福)大分県盲人協会	〒870-0043 大分市中島東1-2-28	玉井 和年 097-532-8450
大分盲導犬協会	〒870-0034 別府市上人仲町9-15 (事務局長 湯澤愛子)	近藤 稔 0977-67-6704
大分県点訳・音訳の会	〒870-0043 大分市中島東 1-2-28 (大分県点字図書館内)	中山 美紀子 097-538-0399
(福)大分県聴覚障害者協会	〒870-0907 大分市大津町1-9-5 (大分県聴覚障害者センター内)	西村 務 097-551-2152
大分県難聴者協会	〒879-1502 日出町藤原2890-2 (小倉鉄郎 方)	小倉 鉄郎 0977-75-7645
大分市言語聴覚士協会	〒870-0048 大分市碩田町1-1-27 3階	木村 暢夫 097-529-7105
大分県手話サークル連絡協議会	〒870-0245 大分市大在北1-14-11 サンマリノ北A-201	吉川 順子 080-1709-6870
大分県手話通訳問題研究会	〒870-0816 大分市田室町8-1-505 (佐伯方)	椋野 由美 097-545-3574
大分県要約筆記サークル 「陽ざしの会」	〒870-0846 大分市花園16-1 (小野和子 方)	小寺 淑子 097-544-3462
NPO法人全国要約筆記問題研究会 大分県支部	〒873-0002 杵築市南杵築224-3	平野 美佐子 0978-63-3165
大分盲ろう者友の会	〒879-7761 大分市中戸次1261-89	藤本 秀治 097-597-5550
大分豊声会	〒870-0128 大分市森998-3	藤本 博 097-520-3034

12 資料編

名 称	所在地(又は事務局)	代表者 連絡先電話
大分言友会	〒870-0839 大分市金池南 2-7-25-705号	川野洋(事務局) 090-5940-3770
大分県脊髄損傷者の会	〒879-6635 豊後大野市緒方町軸丸2637 (高原政寿 方)	穴見 義博 0974-42-2526
(公社)日本オストミー協会 大分県支部	〒872-0311 宇佐市院内町香下1498-5	迫野 暉 0978-42-5621
全国心臓病の子どもを守る会 大分県支部	〒879-7131 豊後大野市三重町市場1545-2 (事務局 佐藤スイ 方)	澤口 博人 (事)090-5747-0118
大分県腎臓病協議会	〒870-0914 大分市日岡3-5-16 (大分県難病・疾病団体協議会)	池邊 徳幸 097-553-0578
NPO法人 大分県難病・疾病団体協議会	〒870-0914 大分市日岡3-5-16	早野 真弓 097-535-8755
日本ALS協会大分県支部	〒870-0860 大分市明礪町1-2-48	本田良子(事務局) 097-544-4595
大分ヘモフィリア友の会 (血友病の患者会)	〒870-0034 大分市都町2-7-4 (弁護士法人徳田弁護士事務所内)	中島 洋 090-8766-5609
全国パーキンソン病友の会 大分県支部	〒870-0045 大分市城崎町2-4-4	松本 盛太 090-5083-7071
全国膠原病友の会大分県支部	〒870-0131 大分市皆春1612-1 ヴェルディ皆春 壱番館602	多田 めぐみ 097-527-5453
(一社)日本筋ジストロフィー協会 大分県支部	〒870-1123 大分市寒田サントピア西寒多4-2	早野 真弓 090-3609-3811
大分脊髄小脳変性症・多系統萎縮症 友の会	〒870-0128 大分市大字森679-7	薄田 ミキ 080-3968-3125
よりみちの会(強皮症・皮膚筋炎/多発 性筋炎)	〒870-0041 大分市泉町11-3	木村 義弘 097-532-1621
大分県網膜色素変性症協会 (JRPS大分)	〒874-0905 別府市上野口町27-41 リバラル青山第一マンション903号	渡辺 純 090-1366-5030
MGの会(重症筋無力症)	〒879-5102 由布市湯布院町川上2939-1 (事務局 大谷章 宅)	田代 仁美 (事)080-1776-7452
大分県脊柱靱帯骨化症友の会	〒874-0838 別府市荘園8組の1	高橋 浩一 0977-75-9065
大分県肢体不自由児者父母の会連合 会	〒876-2202 佐伯市蒲江尾浦7区 (事務局 久門 健太)	濱田 聖美 (事)080-6753-9397
大分県障がい児協会	〒870-8501 大分市大手町3-1-1 (大分県障害福祉課内)	首藤 丈彦(部長) 097-506-2749
大分県脳性まひ児者父母の会	〒879-6407 豊後大野市大野町十時211 (事務局 安藤 礼子 方)	(事)安藤 礼子 (事)080-6109-4112
大分県ダウン症連絡協議会(ひまわり 会)	〒870-0253 大分市汐見2-15-10 (事務局 高橋美晴 方)	渡辺 裕一郎 (事)090-7395-9685
大分県自閉症協会	〒870-0886 大分市上田町3-2-34 (田北晃明 方)	平野 亙 (事)080-6447-1962

12 資料編

名 称	所在地(又は事務局)	代表者 連絡先電話
(公社)大分県手をつなぐ育成会	〒870-0907 大分市大津町2-1-41 (大分県総合社会福祉会館内)	齊藤 國芳 097-551-1821
大分県知的障害者施設協議会	〒870-0907 大分市大津町2-1-41 (大分県総合社会福祉会館内)	渡辺 浩二郎 097-558-0300
大分県知的障害者施設家族会連合会	〒870-0816 大分市田室町9-80 アーバン田室411	辻 里行 097-543-2518
人工内耳友の会[ACITA]大分支部	〒879-1502 速見郡日出町藤原2890-2 (小倉鉄郎 方)	小倉 鉄郎 0977-75-7645
大分県重症心身障害児(者)を守る会	〒871-0153 中津市大貞168-6 (事務局 前澤哲郎 方)	宇都宮 伯夫 0978-63-1001
(公社)日本てんかん協会大分県支部	〒870-1174 大分市大字萌葱台1-13-11	朝倉 豊美 097-527-5443
(一社)大分県精神科病院協会	〒870-0318 大分市大字丹生1747 (緑ヶ丘保養園内)	瀧野 勝弘 097-593-3800
大分県精神保健福祉協会	〒870-1155 大分市大字玉沢908 (こころとからだの相談支援センター内)	瀧野 勝弘 097-541-5276
(公社)大分県精神保健福祉会	〒879-2476 津久見市大字長目119番地の1 (とよみ園内)	神田 弘法 090-5929-8267
大分県精神障害者社会復帰施設協議会	〒879-2476 津久見市大字長目119番地の1 (とよみ園内)	佐々木 成二 0972-82-7553
(一社)大分県断酒連合会	〒870-0106 大分市鶴崎2350-5 (吉武裕之 方)	後藤 篤司 090-8289-8511
高次脳機能障害友の会「おおいた」	〒879-1505 速見郡日出町川崎3706の22	西田 さよ子 090-3071-5123
障害者の生活と権利を守る大分県連絡協議会	〒874-0933 別府市野口元町3-6-2115 (大林正孝 方)	大林 正孝 070-9070-7503
大分県障害者相談支援事業推進協議会	〒874-8611 別府市大字鶴見1026-10 (農協共済別府リハビリテーションセンター内)	青山 昌憲 0977-67-1897
大分県就労支援事業所協議会	〒870-0907 大分市大津町2-1-41 (大分県総合社会福祉会館内)	花宮 良治 097-558-0300
大分県言語障がい友の会 なし会	〒870-0161 大分市明野東2丁目7番33号 (明野中央病院リハビリテーション科言語療法室内)	得重 秀教 080-1710-14644
大分県医療的ケア児者の親子サークル「ここから」	〒870-0126 大分市横尾3601-9	安藤 歩 090-7164-9751

12 資料編

表3 地域で活動する当事者団体等

名 称	所在地(又は事務局)	連絡先
	主な活動内容	活動地域
NPO法人 竹の子の会	875-0053 臼杵市大字福良2257番地	0972-63-1691 代表者 小野 真一
	例会・相談会(第2土曜日)、学習サポート 農業体験、フラワーアレンジメント教室 等	臼杵市
おひさま	879-0492 宇佐市大字上田1130番地の1 (宇佐市障害福祉課障がい者支援係)	0978-27-8214 宇佐市障害福祉課
	障がいやハンディのある子どもの保護者の情報交換	宇佐市
親café kanoa	879-0606 豊後高田市玉津987 豊後高田市中央公民館	oyacafe.kanoa@gmail.com 代表者 山本幸代
	不登校や学校に行きづらさを感じているお子さんの 保護者とのお茶会	豊後高田市
親の会 ぱれっと	877-1223 日田市市ノ瀬町1407番地 (株式会社シンシアリー内)	090-8765-6468 代表者 平川 加奈江
	障がいのある子を持つ親の相談会、障がい者理 解・社会問題への研修会	日田市
親の会 (さぽーとセンター風車)	875-0041 臼杵市大字臼杵72番地137	0972-63-5888 事務局 川下 広修
	座談会(2ヵ月に1回)、施設見学 障害年金勉強会	臼杵市
カラコルの会	877-0015 日田市中央1丁目2-20-607	090-1190-9693 代表者 三苫 満江
	子どもの立場で不登校やひきこもりについて考 える例会(月1回)、講演会、電話相談、交流会	日田市・大分市 玖珠町・九重町 等
くれよんの会	879-0604 豊後高田市美和1335-1 (事務局 豊後高田市子育て支援課)	☎ 0978-23-1840 代表者 野上 美香
	発達特性等のあるお子さんの保護者で、情報交 換・意見交換、スーパーバイザーの講和・助言	豊後高田市
広域親の会	879-7131 豊後大野市三重町市場934番地2 (事務局 大分県豊肥保健所)	☎ 0974-22-0162 代表者 小倉 美紀
	定例会(2ヵ月に1回)、会報発行	竹田市・豊後大野市
コスモスの会	878-0004 竹田市大字中276	090-5470-8998 代表者 山口 律子
	子どもの不登校についての悩みや経験の交流会	竹田市

12 資料編

名 称	所在地(又は事務局)	連絡先
	主な活動内容	活動地域
さくらんぼの会 (双子ちゃんの会)	879-5506 由布市挾間町挾間104-1 はさま未来館	097-583-1111 由布市役所健康増進課
	多胎児妊婦・双子とその保護者の交流会	由布市
不登校を考える親の会 すこっぴ	871-0014 中津市大字一ツ松285-3	090-1360-4332 代表者 島澤 いづみ
	月に一回例会(子どもに寄り添い、見守れる親になれるよう互いに体験や情報を交わす)	中津市
空の会	879-0312 宇佐市荒木107番地	090-8401-3149 代表者 速水 久美子
	不登校・ひきこもりの相談 義務教育卒業後の相談	宇佐市
たのしいproject	870-0044 大分市舞鶴町1-7-2-806	mimeya38@gmail.com 代表者 岡原 ゆかり
	ワークショップ、コンサートの開催	大分市
ツインズ広場	879-0492 宇佐市大字上田1030番地の1	0978-27-8145 宇佐市子育て支援課
	多胎児の子育てをする保護者の 交流会(未就学児)	宇佐市
トリクマカフェ大分店 じょいふる	879-1502 速見郡日出町藤原2329-7	090-9401-1808 代表者 後藤 里早
	ダウン症児家族による情報交換 絵本の読み聞かせ、クリスマス会	大分市・日出町
発達障がい児親の会 たんぽぽの会	871-0003 中津市是則1246-2 如水こども園 中津市地域子育て支援センターなずな	⑧ 0979-32-5620 代表者 坂本 美紀
	定例会(第3月曜日)、会報の発行 行政との意見交換、親子レクリエーション	中津市など県北エリア
星の会	870-1115 大分市ひばりヶ丘5丁目5番11号	080-2717-9392 代表者 加藤 文哉
	不登校・ひきこもりのグループカウンセリング 講演会、会報の発行	大分市・津久見市 豊後大野市・由布市
親の会「わいわい」	873-0005 杵築市大字猪尾956番地 杵築市健康推進館	0978-64-2525 杵築市こども家庭センター
	月1回の定例会で座談会開催(発達障害などの障がいを持つお子さんの保護者)	杵築市
発達障害の自助グループ @はーもにあかふえ	874-0933 別府市野口元町	⑧ 050-3692-3988 代表者 山中 康弘
	発達障害やその二次障害についての相談、交流会、講演会などの啓発イベントの開催	別府市・オンライン

※その他、地域で活動する親の会サークル等についての情報提供は下記連絡先までお願いいたします。
大分県障害福祉課 自立・療育支援班 (TEL: 097-506-2743)

12 資料編

表4 医療的ケア児コーディネーター

圏域	市町村	名 称	所在地	担当者／電話
東部	別府市	相談支援事業所おとなり	〒874-0840 別府市鶴見405番地	加藤 智恵美 090-2854-5794
東部	別府市	(福)別府若葉会 めろでいー相談支援事業所	〒874-0934 別府市駅前本町10番5号	橋本 憲明 090-8620-5807
東部	別府市	地域相談支援センター湯羽花	〒874-0932 別府市野口中町11番17号	河野 龍児 080-1538-7555
東部	別府市	(福)別府発達医療センター 相談支援事業所 ぱれっと	〒874-0838 別府市大字鶴見4075番地の1	橋本 和美 0977-25-9758
東部	別府市	(福)太陽の家 障害者相談支援センターたいよう	〒874-0011 別府市内竈1393-2	谷口 祐子 0977-66-1674
東部	別府市	(福)みのり会 障がい者地域生活支援センター泉	〒874-0921 別府市富士見町12-13	迫田 篤 0977-25-3443
東部	別府市	(特非)グリーンポケット 相談支援事業所はーとポケット	〒874-0910 別府市石垣東6丁目5番13号	鎌島 孝 0977-23-1913
東部	別府市	(株)ユナイテッドサークル 放課後等デイサービスHAMMOCK	〒874-0847 別府市馬場6組3	川村 武玄 0977-26-0212
東部	別府市	(独)国立病院機構西別府病院	〒874-0840 別府市大字鶴見4548番地	岩尾 恵美 森本 明美 0977-24-1221
東部	別府市	(独)国立病院機構別府医療センター	〒874-0011 別府市内竈1473番地	管谷 愛美 0977-67-1111
東部	別府市	合同会社RANY相談らっく	〒870-0936 大分県別府市中央町3番3号	池田 法子 090-6636-7361
東部	杵築市	(福)みのり村 しらはぎ障がい者生活支援センター	〒873-0013 杵築市日野1921-7	田中 奈津美 0978-63-1123
東部	国東市	国東市民病院 地域医療連携室	〒873-0298 国東市安岐町下原1456番地	清原 理史 0978-67-1211
東部	国東市	(福)秀溪会 障がい者生活支援センター タイレシ	〒873-0412 国東市古市1096-1	山中 敏子 0978-69-0539
東部	国東市	姫島村 住民福祉課	〒872-1501 東国東郡姫島村1630-1	小島 亜矢 0978-87-2278
東部	国東市	姫島村地域包括支援センター	〒872-1501 東国東郡姫島村1560-1	松原 小百合 0978-87-3223
東部	日出町	(同)おーるのっと こどもデイサービスじゃむ	〒879-1507 速見郡日出町大字豊岡5597番地1	田中 哲史 0977-76-5418
東部	日出町	(福)太陽の家 太陽の家障害者生活支援センター	〒879-1504 速見郡日出町大神1402-6	恒松 陽子 0977-72-1682
東部	日出町	(福)暘谷福祉会 障がい者相談支援センター 暘谷苑	〒879-1502 速見郡日出町藤原5708-3	吉岡 正洋 0977-72-1886

12 資料編

圏域	市町村	名 称	所在地	担当者／電話
中部	大分市	(福)藤本愛育会 大分こども発達支援センター 多機能型事業所やすらぎ	〒870-0943 大分市大字片島字長三郎2996-3	竹永 美香 097-557-0114
中部	大分市	(福)シンフォニー 大分市障がい者相談支援センター コーラス	〒870-0819 大分市王子新町5番1号	木許 照代 097-576-8888
中部	大分市	(福)大分県福祉会 相談支援事業所うえの園	〒870-0025 大分市顕徳町1丁目13-17	玉井 直生 097-574-8535
中部	大分市	(株)Glory. 2015 相談支援事業所 グローリー	〒870-1123 大分市大字寒田871番地の1 弘貴建設工業ビル203	平川 照美 097-576-8209
中部	大分市	(一社)豊の恵 相談支援事業所 ほほえみ	〒870-0942 大分市羽田901-2	長野 利徳 090-8669-6150 田島 良平 090-8673-9399
中部	大分市	(医)敬和会 けいわ訪問看護ステーション大分	〒870-0147 大分市大字小池原1021番地	首藤 直美 097-547-7822
中部	大分市	大分県立病院	〒870-8511 大分市豊饒476番地	時松 陽子 安東 淑真 097-546-7111
中部	大分市	相談支援センター Together	〒870-0325 大分市久原中央4番1号	岡本 義崇 090-3661-6970
中部	大分市	相談支援事業所 ダイア	〒870-0023 大分市長浜町2丁目2番4	薄田 夕侑 097-576-9599
中部	臼杵市	(福)聖母の騎士会 恵の聖母の家 相談支援事業所こころ	〒875-0211 臼杵市野津町都原3601-2	井上 勝己 0974-32-7770
中部	臼杵市	(福)みずほ厚生センター さぼーとセンター風車	〒875-0041 臼杵市臼杵州崎72-137	小野 小和 0972-63-5888
中部	津久見市	(福)津久見市社会福祉協議会 指定相談支援事業所サポートセンター 竹とんぼ	〒879-2441 津久見市中央町760-133	仲村 真樹 河野 佳子 0972-82-1888
中部	由布市	(福)大分県社会福祉事業団 大分県のぞみ園	〒879-5516 由布市挾間町赤野339-1	森山 浩成 097-583-0350
中部	由布市	(福)庄内厚生館 障がい者相談支援センターこうせいかん	〒879-5405 由布市庄内町東長宝613番地1	渡邊 浩志 097-582-2213
中部	由布市	(大)大分大学医学部附属病院 医事課	〒879-5593 由布市挾間町医大ヶ丘1丁目1番地	佐藤 匠 097-549-4411
南部	佐伯市	(福)県南福祉会 こども相談支援センター めばえ	〒876-0813 佐伯市長島町3丁目446番地	木本 好美 090-9799-7209
南部	佐伯市	(同)まるまる 相談支援事業所まるまる	〒876-0854 佐伯市中村南町5-11	大谷 慎之介 0972-37-5189
南部	佐伯市	(一社)じゅう咲く じゅう幸せ 指定特定相談支援事業所	〒876-0844 佐伯市向島2丁目23番3号	疋田 秀美 0972-30-1114

12 資料編

圏域	市町村	名 称	所在地	担当者／電話
豊肥	竹田市	(医)大久保病院 医療相談室	〒878-0204 竹田市久住町大字栢木6026-2	後藤 真希 0974-64-7777
豊肥	竹田市	(福)やまなみ福祉会 相談支援事業所やまなみ	〒878-0026 竹田市飛田川2780番地	山本 裕子 0974-63-3008
豊肥	竹田市	竹田市社会福祉課	〒878-8555 竹田市会々1650番地	首藤 理恵 0974-63-4810
豊肥	豊後大野市	(福)紫雲会 サポートセンターサライ	〒879-7144 豊後大野市三重町本城2054番地	神志那 久美 0974-22-1041
豊肥	豊後大野市	豊後大野市民病院 地域医療連携室	〒879-6692 豊後大野市緒方町馬場276番地	川邊 雅世 0974-42-3121
西部	日田市	地域生活支援センターBeeすけっと	〒877-0012 日田市淡窓1丁目2-5	土田 光栄 0973-27-6251
西部	日田市	(福)すぎのこ村 いきいきランド	〒877-0077 日田市大字友田字田中516番地の2	荏隈 小由美 0973-22-1295
西部	日田市	(福)大分県社会福祉事業団 地域生活支援センター 相談支援事業所はぎの	〒877-0012 日田市大字淡窓1-53-5	飯田 誠 0973-24-2451
西部	日田市	合同会社オークフィールド 相談支援事業所ポノ	〒877-0026 日田市田島本町5-30第2エトービル2号	栖原 みどり 0973-28-5384
西部	玖珠町	(福)くらっぴ こども発達支援センター あ〜く こども相談支援センター のあ	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇581番地の3	坂本 久美子 田中 佑樹 0973-72-1023
西部	玖珠町	NPO法人放課後クラブてくてく てくてく	〒879-4403 玖珠郡玖珠町帆足2262番地の3	古後 悦子 0973-77-2650
西部	玖珠町	(福)すぎのこ村 わーくす・たんぼぼ	〒879-4413 玖珠町塚脇640-3	高村 将興 0973-73-9110
北部	中津市	中津市障がい者等基幹相談支援センター	〒871-0021 中津市沖代町1-1-11	吉田 友里恵 0979-26-1555
北部	中津市	(福)直心会 つくし園	〒871-0101 中津市三光森山823-2	佐々木 智子 後藤 友美 0979-43-6181
北部	宇佐市	(株)ヒューマン・トータルケア共生 型デイサービス 懐	〒879-0462 宇佐市大字別府16番地の5	古江 雄伊知 0978-25-7875
北部	宇佐市	(福)大分県社会福祉事業団 八つ 星の丘	〒879-0315 宇佐市大字上時枝1223番地10	西 洋嗣 0978-25-6882
北部	豊後高田市	(福)ひまわり会ひまわり障がい者相 談支援センター	〒872-1105 豊後高田市西真玉2077番地の3	目代 真之 0978-23-4111
北部	豊後高田市	(福)みづほ育成会みづほ障がい者相 談支援センター	〒879-0608 豊後高田市呉崎760-8	貞池 健 0978-25-8223

12 資料編

表5 障がい者スポーツ団体

スポーツ	団体名	所在地(又は事務局)	連絡先	代表者
陸上競技 (身体)	大分身体障害者陸上 競技協会	〒870-0268 大分市政所1-9-24-4	junhiromichi@icloud. com	会長 廣道 純
陸上競技 (知的)	大分県知的障がい者 陸上競技協会	〒879-0314 宇佐市猿渡1030番地 大分県糸口学園内	0978-32-0675 (大分県糸口学園)	会長 徳田 弘幸
陸上競技 (ジュニア)	NPO法人 キッズスポッチャ	〒879-1505 速見郡日出町大字川崎3968 ホンダ太陽(株) 内	0977-73-1400 (FAX) (ホンダ太陽内 キッズスポッチャ事務局)	理事長 加藤 和恵
水泳	大分県障がい者 水泳連盟	〒870-1123 大分市大字寒田871番地の1 弘貴建設工業ビル203 (株) Glory. 2015内	jimukyoku@oitapara swim.com	会長 竹田 勉
アーチェリー	大分県身体障害者 アーチェリー協会	〒874-0924 別府市餅ヶ浜町5-7	090-7440-7108 (事務局:蒲池)	会長代行 蒲池 正宏
卓球	大分県障害者卓球連盟	〒870-0245 大分市大在北1-9-5	097-522-1887	会長 小野 初夫
サウンドテーブ ルテニス	(社福)大分県盲人協会 大分県めじろんクラブ	〒870-0043 大分市中島東1丁目2番28号 大分県盲人福祉センター	097-532-8450 (大分県盲人協会)	会長 玉井 和年
フライング ディスク	大分県障害者 フライングディスク協会	〒870-0907 大分市大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館2階 (公)大分県手をつなぐ育成 会事務局内	097-551-1821 097-556-8923(FAX) (大分県手をつなぐ育 成会)	会長 齊藤 國芳
ボウリング	大分県パラ ボウリング協会	〒879-5101 由布市湯布院町塚原505-7	0977-85-2900(FAX)	会長 羽田野 一美
バスケットボー ル(知的)	大分県FID バスケットボール連盟	〒876-0832 佐伯市船頭町10番5号 合同会社and U内	0972-28-8003 (and U事務局:相本)	会長 末永 昭久
車いすバスケット ボール 車いすツインバ スケットボール	大分県車いす バスケットボール連盟	〒874-0011 別府市大字内竈1393-2 (社福) 太陽の家内	0977-66-0277 0977-67-0453(FAX) 事務局:曾川	会長 福地 広和
知的スポーツ	(特非)スペシャルオリン ピックス日本・大分	〒870-0029 大分市高砂町1-11 津末ビル201号	097-578-9480 (火・ 木) 097-578-6481(FAX)	理事長 佐々木 稔
バレーボール (精神) ソフトボール (精神)	大分どげえ会	〒870-0907 大分市大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館1階	090-5929-8267 (事務局:佐藤)	会長 川口 哲
グランドソフト ボール	(社福)大分県盲人協会 アトラス大分	〒870-0043 大分市中島東1丁目2番28号 大分県盲人福祉センター	097-532-8450 (大分県盲人協会)	会長 玉井 和年

12 資料編

表5 障がい者スポーツ団体

スポーツ	団体名	所在地(又は事務局)	連絡先	代表者
スポーツ陸上競技(立位)	おおいた立位障害陸上競技協会		take_it_easy_shino buhime@yahoo.ne.jp	会長 久多良木 隆幸
グラウンド・ゴルフ	大分県身体障害者 グラウンド・ゴルフ協会	〒870-0907 大分市大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館内 (一社)大分県身体障害者福祉協会	097-551-9775 (大分県身体障害者福祉協会)	会長 佐藤 一夫
聴覚スポーツ ・バドミントン ・ソフトバレーボール ・ゲートボール ・ソフトボール ・ボウリング	(社福)大分県聴覚障害者協会	〒870-0907 大分市大津町1丁目9番5号 大分県聴覚障害センター	097-551-2152 097-556-0556(FAX) (大分県聴覚障害者協会)	理事長 西村 務
サッカー ・知的 ・身体 ・フットサル	大分県障がい者 サッカー協会(OFAD)		080-8106-1969 (事務局次長:平野) info@OFAD.info	会長 松尾 卓也
ふうせんバレーボール	大分県ふうせんバレーボール協会	〒879-0305 宇佐市大字上高家1338-2	0972-28-8003 (and U)	会長 金田 智道
卓球バレー	大分県卓球バレー協会	〒873-0501 国東市国東町北江3343-1	0978-75-4027 (事務局:丸山)	会長 上野 正和
ボッチャ	大分県ボッチャ協会	〒874-0015 別府市国立第二市営亀川住宅A棟506号	0977-77-1098(FAX)	会長 木谷 隆行
テニス	太陽の家テニスクラブ Spash	〒874-0011 別府市大字内竈1393番2 (社福)太陽の家内気付 副会長 古手川 俊明	0977-66-0277 0977-67-0453(FAX)	会長 福島 文男
ソーシャルフットボール	(特非)大分県ソーシャルフットボール協会	〒871-0012 中津市大字宮央140番地2	0979-53-9801 0979-53-9805(FAX) 事務局:柴田	理事長 伊達 俊介
シッティングバレーボール	大分県シッティングバレーボール協会	〒874-0847 別府市馬場4-4-409コーポ宮島	0977-27-3721 事務局:近江	会長 渡會 公治
フェンシング	大分県フェンシング協会	〒870-0822 大分市大道町3丁目4-36 パークサイドおおみち通り801	murakami-kousei @oen.ed.jp	理事長 村上 幸生

※その他、障がい者スポーツ全般に関するお問い合わせ先

- 大分県障がい者スポーツ協会(大分県障害者社会参加推進室内)

電話:097-533-6006

- 大分県パラスポーツ指導者協議会(社会福祉法人 太陽の家内)

電話:0977-66-0277

12 資料編

表6 身体障害者障害程度等級表

(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

障害種別		級別	障害程度
視覚障害		1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの
		2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(Ⅰ／4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(Ⅰ／2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
		3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
		4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの
		5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
		6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	2級	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)
		3級	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)
		4級	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの
		6級	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
	平衡機能障害	3級	平衡機能の極めて著しい障害
		5級	平衡機能の著しい障害
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害		3級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
		4級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
肢体不自由	上肢	1級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの
		2級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの
		3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
		4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
		5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
		6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの

12 資料編

障害種別		級別	障害程度	
肢体不自由	上肢	7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の機能の軽度の障害	4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
	下肢	1級	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	
		2級	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	
		3級	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	
		4級	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	
		5級	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	
		6級	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	
		7級	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
	体幹	1級	体幹の機能障害により座っていることができないもの	
		2級	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	
		3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
		5級	体幹の機能の著しい障害	
	能の乳 障脳幼 害病児 変以 前 よ る 非 運 進 動 行 機 性	上肢機能	1級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの
			2級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの
			3級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
			4級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
			5級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの
			6級	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの
			7級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
	能の乳 障脳幼 害病児 変以 前 よ る 非 運 進 動 行 機 性	移動機能	1級	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
			2級	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
			3級	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
			4級	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
			5級	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
			6級	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
			7級	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

12 資料編

障害種別		級別	障害程度
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう又は直腸の機能障害	心臓機能障害	1 級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3 級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害	1 級	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3 級	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害	1 級	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3 級	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3 級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害	1 級	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3 級	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
		2 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
		3 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
		4 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝臓機能障害	1 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
		2 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
		3 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
		4 級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

備考

- 1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1 級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7 級に該当する障害が2以上重複する場合は、6 級とする。
- 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さ、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- 7 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。

12 資料編

表7 障害者総合支援法の対象疾病一覧

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	43	円錐角膜 ○
2	アイザックス症候群	44	黄色靱帯骨化症
3	I g A腎症	45	黄斑ジストロフィー
4	I g G 4 関連疾患	46	大田原症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	47	オクシピタル・ホーン症候群
6	アジソン病	48	オスラー病
7	アッシャー症候群	49	カーニー複合
8	アトピー性脊髄炎	50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
9	アペール症候群	51	潰瘍性大腸炎
10	アミロイドーシス	52	下垂体前葉機能低下症
11	アラジール症候群	53	家族性地中海熱
12	アルポート症候群	54	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
13	アレキサンダー病	55	家族性良性慢性天疱瘡
14	アンジェルマン症候群	56	カナバン病
15	アントレー・ビクスラー症候群	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
16	イソ吉草酸血症	58	歌舞伎症候群
17	一次性ネフローゼ症候群	59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	60	カルニチン回路異常症
19	1 p 36欠失症候群	61	加齢黄斑変性 ○
20	遺伝性自己炎症疾患	62	肝型糖原病
21	遺伝性ジストニア	63	間質性膀胱炎（ハンナ型）
22	遺伝性周期性四肢麻痺	64	環状20番染色体症候群
23	遺伝性脾炎	65	関節リウマチ
24	遺伝性鉄芽球性貧血	66	完全大血管転位症
25	ウィーバー症候群	67	眼皮膚白皮症
26	ウィリアムズ症候群	68	偽性副甲状腺機能低下症
27	ウィルソン病	69	ギャロウェイ・モフト症候群
28	ウエスト症候群	70	急性壊死性脳症 ○
29	ウェルナー症候群	71	急性網膜壊死 ○
30	ウォルフラム症候群	72	球脊髄性筋萎縮症
31	ウルリッヒ病	73	急速進行性糸球体腎炎
32	HTRA1関連脳小血管病	74	強直性脊椎炎
33	HTLV-1 関連脊髄症	75	巨細胞性動脈炎
34	A T R - X 症候群	76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
35	A D H 分泌異常症	77	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
36	エーラス・ダンロス症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
37	エプスタイン症候群	79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
38	エプスタイン病	80	筋萎縮性側索硬化症
39	エマヌエル症候群	81	筋型糖原病
40	MECP2重複症候群	82	筋ジストロフィー
41	LMNB1関連大脳白質脳症 ※	83	クッシング病
42	遠位型ミオパチー	84	クリオピリン関連周期熱症候群

12 資料編

- ※ 新たに対象となる疾病（7疾病）
 △ 表記が変更された疾病（2疾病）
 ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	130	コフィン・シリス症候群
86	クルーゾン症候群	131	コフィン・ローリー症候群
87	グルコーストランスポーター1欠損症	132	混合性結合組織病
88	グルタル酸血症1型	133	鰓耳腎症候群
89	グルタル酸血症2型	134	再生不良性貧血
90	クロウ・深瀬症候群	135	サイトメガロウィルス角膜内皮炎 ○
91	クローン病	136	再発性多発軟骨炎
92	クロンカイト・カナダ症候群	137	左心低形成症候群
93	痙攣重積型（二相性）急性脳症	138	サルコイドーシス
94	結節性硬化症	139	三尖弁閉鎖症
95	結節性多発動脈炎	140	三頭酵素欠損症
96	結節性多発動脈炎	141	CFC症候群
97	限局性皮質異形成	142	シェーグレン症候群
98	原発性肝外門脈閉塞症 ※	143	色素性乾皮症
99	原発性局所多汗症 ○	144	自己貪食空胞性ミオパチー
100	原発性硬化性胆管炎	145	自己免疫性肝炎
101	原発性高脂血症	146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
102	原発性側索硬化症	147	自己免疫性溶血性貧血
103	原発性胆汁性胆管炎	148	四肢形成不全 ○
104	原発性免疫不全症候群	149	シトステロール血症
105	顕微鏡の大腸炎 ○	150	シトリン欠損症
106	顕微鏡的多発血管炎	151	紫斑病性腎炎
107	高IgD症候群	152	脂肪萎縮症
108	好酸球性消化管疾患	153	若年性特発性関節炎
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	154	若年性肺気腫
110	好酸球性副鼻腔炎	155	シャルコー・マリー・トゥース病
111	抗糸球体基底膜腎炎	156	重症筋無力症
112	後縦靱帯骨化症	157	修正大血管転位症
113	甲状腺ホルモン不応症	158	出血性線溶異常症 ※
114	拘束型心筋症	159	ジュベール症候群関連疾患
115	高チロシン血症1型	160	シュワルツ・ヤンベル症候群
116	高チロシン血症2型	161	神経細胞移動異常症
117	高チロシン血症3型	162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
118	後天性赤芽球癆	163	神経線維腫症
119	広範脊柱管狭窄症	164	神経有棘赤血球症
120	膠様滴状角膜ジストロフィー	165	進行性核上性麻痺
121	抗リン脂質抗体症候群	166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 ※	167	進行性骨化性線維異形成症
123	コケイン症候群	168	進行性多巣性白質脳症
124	コステロ症候群	169	進行性白質脳症
125	骨形成不全症	170	進行性ミオクロームスてんかん
126	骨髄異形成症候群 ○	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
127	骨髄線維症 ○	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
128	ゴナドトロピン分泌亢進症	173	睡眠時徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症△
129	5p欠失症候群	174	スタージ・ウェーバー症候群

12 資料編

- ※ 新たに対象となる疾病（7疾病）
 △ 表記が変更された疾病（2疾病）
 ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
175	スティーヴンス・ジョンソン症候群	220	ダウン症候群 ○
176	スミス・マギニス症候群	221	高安動脈炎
177	スモン ○	222	多系統萎縮症
178	脆弱X症候群	223	タナトフォリック骨異形成症
179	脆弱X症候群関連疾患	224	多発血管炎性肉芽腫症
180	成人発症スチル病	225	多発性硬化症／視神経脊髄炎
181	成長ホルモン分泌亢進症	226	多発性軟骨性外骨腫症 ○
182	脊髄空洞症	227	多発性嚢胞腎
183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	228	多脾症候群
184	脊髄髄膜瘤	229	タンジール病
185	脊髄性筋萎縮症	230	単心室症
186	セピアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症	231	弾性線維性仮性黄色腫
187	前眼部形成異常	232	短腸症候群 ○
188	全身性エリテマトーデス	233	胆道閉鎖症
189	全身性強皮症	234	遅発性内リンパ水腫
190	先天異常症候群	235	チャージ症候群
191	先天性横隔膜ヘルニア	236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
192	先天性核上性球麻痺	237	中毒性表皮壊死症
193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	238	腸管神経節細胞僅少症
194	先天性魚鱗癬	239	TRPV4 異常症
195	先天性筋無力症候群	240	TSH分泌亢進症
196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	241	TNF受容体関連周期性症候群
197	先天性三尖弁狭窄症	242	低ホスファターゼ症
198	先天性腎性尿崩症	243	天疱瘡
199	先天性赤血球形成異常性貧血	244	特発性拡張型心筋症
200	先天性僧帽弁狭窄症	245	特発性間質性肺炎
201	先天性大脳白質形成不全症	246	特発性基底核石灰化症
202	先天性肺静脈狭窄症	247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
203	先天性風疹症候群 ○	248	特発性後天性全身性無汗症
204	先天性副腎低形成症	249	特発性大腿骨頭壊死症
205	先天性副腎皮質酵素欠損症	250	特発性多中心性キャッスルマン病
206	先天性ミオパチー	251	特発性門脈圧亢進症
207	先天性無痛無汗症	252	特発性両側性感音難聴
208	先天性葉酸吸収不全	253	突発性難聴 ○
209	前頭側頭葉変性症	254	ドラベ症候群
210	線毛機能不全症候群(カルタゲナー (Kartagener) 症候群を含む。)	255	中條・西村症候群
211	早期ミオクロニー脳症	256	那須・ハコラ病
212	総動脈幹遺残症	257	軟骨無形成症
213	総排泄腔遺残	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
214	総排泄腔外反症	259	22q11.2欠失症候群
215	ソトス症候群	260	乳児発症STING 関連血管炎 ※
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	261	乳幼児肝巨大血管腫
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	262	尿素サイクル異常症
218	大脳皮質基底核変性症	263	ヌーナン症候群
219	大理石骨病	264	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症

12 資料編

- ※ 新たに対象となる疾病（7疾病）
 △ 表記が変更された疾病（2疾病）
 ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
265	ネフロン癆	310	副腎皮質刺激ホルモン不応症
266	脳クレアチン欠乏症候群	311	ブラウ症候群
267	脳腱黄色腫症	312	プラダー・ウィリ症候群
268	脳内鉄沈着神経変性症	313	プリオン病
269	脳表ヘモジデリン沈着症	314	プロピオン酸血症
270	膿疱性乾癬	315	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
271	嚢胞性線維症	316	閉塞性細気管支炎
272	パーキンソン病	317	β-ケトチオラーゼ欠損症
273	バージャー病	318	ベーチェット病
274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	319	バスレムミオパチー
275	肺動脈性肺高血圧症	320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	321	ヘモクロマトーシス ○
277	肺胞低換気症候群	322	ペリー病
278	ハッチンソン・ギルフォード症候群	323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
279	バッド・キアリ症候群	324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
280	ハンチントン病	325	片側巨脳症
281	汎発性特発性骨増殖症 ○	326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
282	PCDH19関連症候群	327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
283	PURA関連神経発達異常症 ※	328	発作性夜間ヘモグロビン尿症
284	非ケトーシス型高グリシン血症	329	ホモシスチン尿症
285	肥厚性皮膚骨膜炎	330	ポルフィリン症
286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	331	マリネスコ・シェーグレン症候群
287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
288	肥大型心筋症	333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
289	左肺動脈右肺動脈起始症	334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	335	慢性再発性多発性骨髄炎
291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	336	慢性膀胱炎 ○
292	ビッカースタッフ脳幹脳炎	337	慢性特発性偽性腸閉塞症
293	非典型溶血性尿毒症症候群	338	ミオクロニー欠神てんかん
294	非特異性多発性小腸潰瘍症	339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
295	皮膚筋炎／多発性筋炎	340	ミトコンドリア病
296	びまん性汎細気管支炎 ○	341	無虹彩症
297	肥満低換気症候群 ○	342	無脾症候群
298	表皮水疱症	343	無βリボタンパク血症
299	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	344	メーブルシロップ尿症
300	VATER症候群	345	メチルグルタコン酸尿症
301	ファイファー症候群	346	メチルマロン酸血症
302	ファロー四徴症	347	メビウス症候群
303	ファンコニ貧血	348	免疫性血小板減少症 △
304	封入体筋炎	349	メンケス病
305	フェニルケトン尿症	350	網膜色素変性症
306	フォンタン術後症候群 ○	351	もやもや病
307	複合カルボキシラーゼ欠損症	352	モワット・ウィルソン症候群
308	副甲状腺機能低下症	353	薬剤性過敏症症候群 ○
309	副腎白質ジストロフィー	354	ヤング・シンプソン症候群

12 資料編

- ※ 新たに対象となる疾病（7疾病）
 △ 表記が変更された疾病（2疾病）
 ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	
355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	
357	4p欠失症候群	
358	ライソゾーム病	
359	ラスムッセン脳炎	
360	ランゲルハンス細胞組織球症	○
361	ランドウ・クレフナー症候群	
362	リジン尿性蛋白不耐症	
363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	○
364	両大血管右室起始症	
365	リンパ管腫症/ゴーム病	
366	リンパ脈管筋腫症	
367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	
368	ルビンシュタイン・テイビ症候群	
369	レーベル遺伝性視神経症	
370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	
371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
372	レット症候群	
373	レノックス・ガストー症候群	
374	口ウ症候群	※
375	ロスムンド・トムソン症候群	
376	肋骨異常を伴う先天性側弯症	

※ 一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されておりません。各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ（<https://www.nanbyou.or.jp/>）等を参照ください。また、罹患している疾病が障害福祉サービス等の対象となる疾病かどうか等の詳細については、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

12 資料編

経過的に対象となっている疾病

下表の疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる前日までに障害福祉サービス等の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

※障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業

（障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む）

① 平成27年1月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
劇症肝炎
重症急性膵炎

② 平成27年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
肝外門脈閉塞症
肝内結石症
偽性低アルドステロン症
ギラン・バレー症候群
グルココルチコイド抵抗症
原発性アルドステロン症
硬化性萎縮性苔癬
好酸球性筋膜炎

疾病名
視神経症
神経性過食症
神経性食欲不振症
先天性QT延長症候群
TSH受容体異常症
特発性血栓症
フィッシャー症候群
メニエール病

③ 令和元年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
正常圧水頭症

指定難病と障害者総合支援法対象疾病の疾病名の相違

難病法に基づく指定難病は、障害者総合支援法の対象疾病に全て含まれていますが、下表の疾病については、異なる疾病名を用いているためご注意ください。

障害者総合支援法の対象疾病	難病法の指定難病
アミロイドーシス	全身性アミロイドーシス
ADH分泌異常症シス	下垂体性ADH分泌異常症
関節リウマチ	悪性関節リウマチ
原発性高脂血症	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体） 原発性高カイロミクロン血症
抗リン脂質抗体症候群	原発性抗リン脂質抗体症候群
ゴナドトロピン分泌亢進症	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
若年性肺気腫	a1-アンチトリプシン欠乏症
成長ホルモン分泌亢進症	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
TSH分泌亢進症	下垂体性TSH分泌亢進症
特発性両側性感音難聴	若年発症型両側性感音難聴
膿疱性乾癬	膿疱性乾癬（汎発型）
PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	下垂体性PRL分泌亢進症

12 資料編

疾病名の表記を変更したもの（新旧対照表）

① 平成27年1月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成26年12月31日までの疾病名	【新】 平成27年1月1日以降の疾病名
アミロイド症	アミロイドーシス
アレルギー性肉芽腫性血管炎	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
ウェゲナー肉芽腫症	多発血管炎性肉芽腫症
ADH不適合分泌症候群	ADH分泌異常症
中枢性尿崩症	
結節性動脈周囲炎	結節性多発動脈炎
高プロラクチン血症	頭微鏡的多発血管炎
ゴナドトロピン分泌過剰症	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)
脊髄小脳変性症	ゴナドトロピン分泌亢進症
先端巨大症	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
側頭動脈炎	成長ホルモン分泌亢進症
大動脈炎症候群	巨細胞性動脈炎
多巣性運動ニューロパチー	高安動脈炎
慢性炎症性脱髄性多発神経炎	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
多発筋炎	
皮膚筋炎	皮膚筋炎／多発性筋炎
多発性硬化症	多発性硬化症／視神経脊髄炎
TSH産生下垂体腺腫	TSH分泌亢進症
特発性大腿骨頭壊死	特発性大腿骨頭壊死症
有棘赤血球舞踏病	神経有棘赤血球症
リソソーム病	ライソゾーム病
リンパ管筋腫症	リンパ脈管筋腫症
レフェトフ症候群	甲状腺ホルモン不応症

② 平成27年7月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成27年6月30日までの疾病名	【新】 平成27年7月1日以降の疾病名
難治性ネフローゼ症候群	一次性ネフローゼ症候群
加齢性黄斑変性症	加齢黄斑変性
進行性骨化性線維異形成異常症	進行性骨化性線維異形成症
先天性魚鱗癬様紅皮症	先天性魚鱗癬
ビタミンD依存症二型	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症
ペルオキシソーム病	副腎白質ジストロフィー
	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)

③ 平成29年4月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成29年3月31日までの疾病名	【新】 平成29年4月1日以降の疾病名
原発性胆汁性肝硬変	原発性胆汁性胆管炎
自己免疫性出血病XⅢ	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症

④ 平成30年4月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成30年3月31日までの疾病名	【新】 平成30年4月1日以降の疾病名
有馬症候群	ジュベール症候群関連疾患
全身型若年性特発性関節炎	若年性特発性関節炎
先天性気管狭窄症	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症

12 資料編

⑤ 令和元年7月1日に表記を変更した疾病

【旧】 令和元年6月30日までの疾病名	【新】 令和元年7月1日以降の疾病名
強皮症	全身性強皮症

⑥ 令和6年4月1日に表記を変更した疾病

【旧】 令和6年3月31日までの疾病名	【新】 令和6年4月1日以降の疾病名
神経フェリチン症	脳内鉄沈着神経変性症
成人スチル病	成人発症スチル病
禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	HTRA1関連脳小血管病
ペリー症候群	ペリー病
マルファン症候群	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群

⑥ 令和7年4月1日に表記を変更した疾病

【旧】 令和7年3月31日までの疾病名	【新】 令和7年4月1日以降の疾病名
徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	睡眠期棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症脳症及びてんかん性脳症
特発性血小板減少性紫斑病	免疫性血小板減少症

大分県障がい者計画（第2期）について

第1 計画策定の趣旨等

- 趣 旨**：障がい者施策を総合的に進めるための基本方針及び障がい福祉サービス提供体制確保のための実施計画
- 策定根拠**：障害者基本法第11条、障害者総合支援法第89条、児童福祉法第33条の22、障害者文化芸術推進法第8条、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第8条 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針
- 計画期間**：令和6(2024)年度～令和11(2029)年度（6年間）
- 位置づけ**：国の障害者基本計画（第5次）等を参考にして策定する県長期総合計画の部門計画
大分県障がい者基本計画（第6期）、障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）
大分県障がい者芸術文化推進基本計画（第2期）、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画
難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画

第2 計画のポイント

1 基本目標

障がい者が心豊かに暮らし働ける社会づくり～障がい者活躍日本一の実現～

2 基本理念

- (1) 人格と個性を尊重し合える共生社会の実現
- (2) 障がい者自らの決定による自己実現と社会参加の促進
- (3) 障がいを理由とする差別のない社会の実現
- (4) ライフステージを通じた切れ目のない支援

第3 施策項目

1 共生社会実現に向けた理解促進と権利擁護

- 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 障がい者の権利擁護の推進

2 身近な地域で心豊かに暮らせる福祉の基盤づくり

- 相談支援体制の整備
- 在宅サービス等の充実【成果目標と活動指標】
- 障がい児支援の充実【成果目標と活動指標】
- 福祉介護人材の育成・確保
- 福祉用具等の活用促進
- 情報・コミュニケーションの支援

3 保健・医療の推進

- 障がいの早期発見・早期支援
- 医療・リハビリテーションの充実
- 精神保健・医療施策の推進
- 難病患者の医療と療養生活の確保

4 教育の振興

- インクルーシブ教育システムの構築のための教育環境の整備
- 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上

5 雇用・就労、経済的自立の推進

- 障がい者雇用の促進
- 障がい者の職業能力の開発
- 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就労機会の確保
- 福祉的就労の底上げ
- 生活に困窮する障がい者を支える仕組みの構築【成果目標と活動指標】

6 生涯にわたり生きがいを持って活躍できる社会づくり

- 芸術文化活動の振興
- スポーツ等の振興【成果目標と活動指標】
- 社会参加の促進
- 学校卒業後の多様な学習機会の充実
- 読書環境の整備

7 安心・安全な生活環境の整備、防災等の推進

- 障がい者に配慮したまちづくりの総合的推進
- 住宅・公共的施設等の整備
- 移動・交通手段の確保
- 防犯対策の推進
- 防災対策の推進

大分県手話言語条例が施行されました

手話は独自の言語であるとの認識に基づき、手話の普及等により障がいのある人となない人が相互に人格と個性を尊重し歩み寄りながら共生する大分県を実現するため、令和3年3月、議員提案により「大分県手話言語条例」が制定・施行されました。

「手話は独自の言語である」とは

- 手話には、音声言語（日本語）と異なる語彙や文法があります。手指の形、位置、動きに加え、表情や首の動きなども活用することにより、複雑な文法的意味を表現することができます。
- 聞こえる人にとって音声言語（日本語）がそうであるように、ろう者にとって手話は、思考、感情及びコミュニケーションの基盤であり、成長していくために不可欠な言語です。

手話であいさつしてみましょう



おはようございます



顔の横においた
こぶしを下げながら
軽くおじぎする

ありがとう



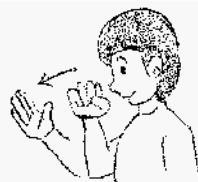
片手の甲に
反対側の手の小指側を
あて、上にあげながら
軽くおじぎする

こんにちは



人差し指と中指の
2本を額にあて
軽くおじぎする

よろしくお願いします



鼻の前においた
こぶしを開きながら
前に出す

こんばんは



両手の平を
体の前で交差させながら
軽くおじぎする

お疲れ様でした



こぶしで反対側の
うでを軽くたたく

条例の概要

基本理念

- ・手話の普及等は、手話が独自の言語であって、ろう者にとって思考、感情及びコミュニケーションの基盤として必要不可欠であるとともに、ろう者が健全で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行う。
- ・手話の普及等は、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し歩み寄りながら共生することを基本として行う。

責務・役割

●県の責務

- ・ろう者への合理的配慮を行うとともに、手話の普及等に関する総合的な施策を実施する。
- ・市町村その他の関係機関と連携を図るとともに、ろう者、手話通訳者等の協力を得るよう努める。

●県民の役割

- ・手話に対する理解を深めるよう努める。
- ・手話に関する知識及び技術に応じて手話の普及に努める。

●事業者の役割

- ・ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関し合理的配慮を行うよう努める。

県の施策等

- | | |
|-------------|------------------|
| ●施策の策定及び実施 | ●手話を獲得・習得する機会の確保 |
| ●手話を学ぶ機会の確保 | ●手話を用いた情報発信等 |
| ●手話通訳者等の養成等 | ●手話通訳者の派遣体制の整備 |
| ●学校等における取組 | ●事業者への支援 |
| ●手話に関する調査研究 | ●手話の普及等に当たっての配慮 |
| ●財政上の措置 | |

お問い合わせ先

●この条例について

大分県議会事務局政策調査課 〒870-0022 大分市大手町3-1-1
TEL：097-506-5032 FAX：097-506-1785
MAIL：a21000@pref.oita.lg.jp

●県の施策について

大分県福祉保健部障害福祉課 〒870-8501 大分市大手町3-1-1
TEL：097-506-2723 FAX：097-506-1740
MAIL：a12500@pref.oita.lg.jp

●手話について

大分県聴覚障害者センター 〒870-0907 大分市大津町1-9-5
TEL：097-551-2152 FAX：097-556-0556
MAIL：info@toyonokuni.jp

障がいのある人もない人も 心豊かに暮らせる大分県づくり条例

(平成28年4月施行)

大分県では、障がいのある人に対する県民の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を図るため「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を制定しています。

Q どうして条例が必要なのでしょう？

- 障がいのある人たちは誤解や偏見などから、日常生活の様々な場面で、障がいを理由として不利益な取扱いを受けることがあります。この条例は、障がいのある人たちへの差別、生きづらさなどの解消を図るために、大分県や大分県民がどのように行動すればよいかを、障がいのある方やそのご家族をはじめとしたいろいろな人の意見を聞いてまとめたものです。
- 全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、教育や就労をはじめ、恋愛、結婚、妊娠や子育て等人生のあらゆる場面において、それぞれの選択を尊重し、相互に助け合い、支え合う社会の実現を目指しています。

Q 条例で何が良くなるのでしょうか？

- 大分県は、障がいのある人に対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を実行します。
- 事業者やお店などは、様々な場面で、障がい者が利用しやすいサービスの提供に努めます。

Q どのような差別が禁止されているのですか？

- 条例では、特に、「福祉サービスの提供」、「医療の提供」、「商品の販売及びサービスの提供」、「労働及び雇用」、「公共的施設及び公共交通機関の利用」、「不動産取引」、「情報の提供及び受領」の7分野での障がいを理由とする差別の禁止を規定するとともに、「教育における配慮」を定めています。

◆ 障がいを理由とする差別の禁止



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律には、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別になると規定しています。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関	禁止（してはならない）	法的義務（してはならない）
民間事業者	禁止（してはならない）	法的義務（してはならない） ※R6.4.1～

合理的配慮の提供とは 障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁(※)を取り除いたり、そのための努力をしなければなりません。

(※)社会的障壁…例えば、通行、利用しにく施設、設備、利用しにくい制度、障がいのある人の存在を意識していない慣習や文化、障がいのある人への偏見等が挙げられます。

相談専用窓口

大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター

(大分県障害者社会参加推進センター内)

電話 097-558-7005 (FAX兼用)
E-mail syougaisya110-2@oita-syo-sui.com

条例に関するお問合せ

大分県福祉保健部障害福祉課 電話 097-506-2723
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 FAX 097-506-1740

大分あったか・はーと 駐車場利用証制度

車いすマーク駐車場を必要としている人のために

大分あったか・はーと 駐車場利用証制度とは？

この制度は、公共施設や店舗などの車いすマーク駐車場を適正にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方などで駐車場の利用に配慮が必要な方に、県が共通の利用証を交付する制度です。

大分あったか・はーと駐車場を利用できる方は？

大分あったか・はーと駐車場利用証をお持ちの方です。

【対象となる方】（裏面参照）

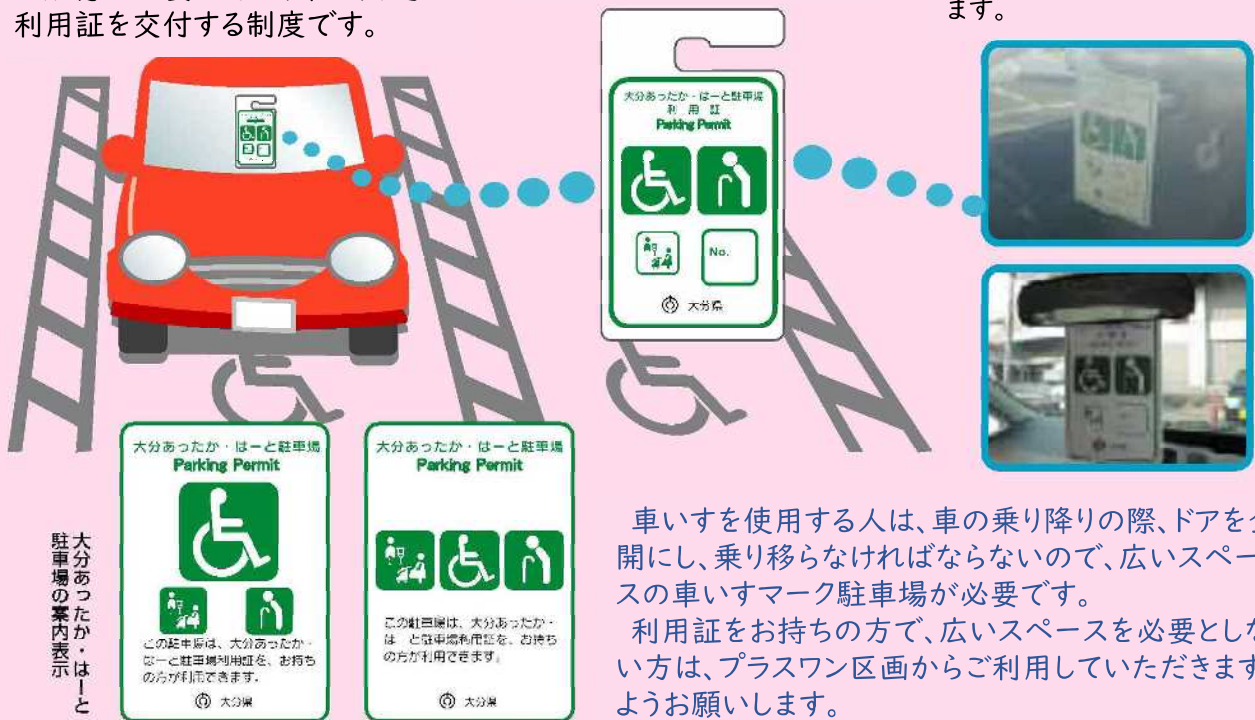
- ・障がい、高齢、難病などにより駐車場の利用に配慮が必要な方
- ・妊産婦、けがなどにより一時的に駐車場の利用に配慮が必要な方

利用証の交付

県などで交付します。
（裏面参照）

利用証の使い方

ルームミラーなどにかけて外から見えるように掲示します。



大分あったか・はーと
駐車場の案内表示

車いすを使用する人は、車の乗り降りの際、ドアを全開にし、乗り移らなければならないので、広いスペースの車いすマーク駐車場が必要です。

利用証をお持ちの方で、広いスペースを必要としない方は、プラスワン区画からご利用していただきますようお願いします。

利用証をお持ちの方でも、同乗者の介助などにより、歩行や車の乗り降りに支障がないときは、他の必要としている方へ譲っていただきますよう配慮をお願いします。

制度の基本となるのは、県民の皆様の一人ひとりのゆずりあい・思いやりの心です。

皆様の御理解と御協力をお願いします。

大 分 県

対象者 以下の基準に該当する方で、駐車場の利用に配慮が必要な方

◆身体障がい者（下表に該当する方）

視覚障害		1～4級
聴覚障害	聴 覚	2, 3級
	平衡機能	3, 5級
肢体不自由	上 肢	1, 2級
	下 肢	1～6級
	体 幹	1～3, 5級
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1, 2級
	移動機能	1～6級
心臓機能障害		1, 3, 4級
じん臓機能障害		1, 3, 4級
呼吸器機能障害		1, 3, 4級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1, 3, 4級
小腸機能障害		1, 3, 4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～4級
肝臓機能障害		1～4級

◆知的障がい者

療育手帳の障害の程度欄が「A」の方

◆精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「1級」の方

◆高齢者

要介護状態区分「要介護1～5」の方

◆難病患者

特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者
小児慢性特定疾病医療受給者

◆妊産婦

妊娠7か月～産後12か月の方（妊娠5か月から事前受付可）
※多胎児妊娠の場合は、妊娠6か月～産後18か月の方

◆けが人

けがにより車いす又は杖等を使用している方

◆その他

医師の診断書等により駐車場の利用に配慮が必要と
認められる方

利用証の申請 ①電子申請 ②郵送申請 ③窓口申請

○電子申請

大分県福祉保健企画課のホームページから申請が可能です。
右のQRコードからアクセスするか、「大分県 あったか・はーと」で検索してください。
また、申請時には下記「②確認書類」を撮影して写真データを添付してください。



○郵送申請

「申請書」と下記「②確認書類（写し）」を同封し、下記宛先へ郵送してください。
宛先：〒870-8501 大分市大手町3-1-1 大分県福祉保健企画課 あったか・はーと担当

◆必要書類

①申請書類 下記窓口に備え付けているほか、県福祉保健企画課のホームページからダウンロードできます。
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12000/attaka-heart.html> 又は「大分県 あったか・はーと」で検索

②確認書類

- 身体障がい者…身体障害者手帳
- 精神障がい者…精神障害者保健福祉手帳
- 難病患者…特定疾患医療受給者証、
特定医療費（指定難病）受給者証又は
小児慢性特定疾病医療受給者証
- 知的障がい者…療育手帳
- 高齢者…介護保険被保険者証

※ご家族が代理で申請される場合は、代理の方の身分証明書
の提示をお願いします。

- 妊産婦…母子健康手帳
- けが人…診断書等（車いす、杖等の使用期間
がわかるもの）、身分証明書
- その他…診断書等（駐車場の利用に配慮が必要
な旨及びその期間が記載されたもの）、
身分証明書

！その他に関する診断書等の記載例
・○○（病名等）により○ヶ月間は歩行が困難
・知的障がいや精神障がい（ADHDなどの発達障がい）によ
り、長期継続的に、駐車場内における突発的な飛び出し
（座り込み）が見込まれ、駐車場内での移動に危険が伴う

○窓口申請

○以下の窓口で原則、即日交付しています。【受付時間：月曜日～金曜日の8:30～17:00（祝祭日を除く）】

県庁福祉保健企画課	TEL.097-506-2591	南 部 保 健 所	TEL.0972-22-0562
東 部 保 健 所	TEL.0977-67-2511	豊 肥 保 健 所	TEL.0974-22-0162
東部保健所地域福祉室	TEL.0977-72-2327	西 部 保 健 所	TEL.0973-23-3133
東部保健所国東保健部	TEL.0978-72-1127	西部保健所地域福祉室	TEL.0973-72-9522
中 部 保 健 所	TEL.0972-62-9171	北 部 保 健 所	TEL.0979-22-2210
中部保健所由布保健部	TEL.097-582-0660	北部保健所豊後高田保健部	TEL.0978-22-3165

○お急ぎでない方は、大分県総合社会福祉会館（大分県障害者社会参加推進センター）、協力市町村、市町村
社会福祉協議会でも申請できますので、お問い合わせください。（利用証は申請書受付後、郵送交付となります。）

問い合わせ先

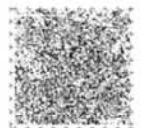
○大分県福祉保健部 福祉保健企画課 地域福祉班 あったか・はーと担当

☎097-506-2591 FAX097-506-1732 ✉oita-parking@pref.oita.jp

ヘルプマークを知っていますか？
えんじょ ひつよう かた
援助が必要な方のためのマークです。



がいけん
外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。
えんじょ ひつよう かた
このマークを見かけたら、電車・バス内で席をゆずる、
てんしゃ ない せき
困っているようであれば声をかける等、
えんじょ ひつよう
思いやりのある行動をお願いします。
おも ねが



大分県では、配慮を必要としている方のための 「ヘルプマーク」の普及に取り組んでいます。

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成し、普及に取り組んでいます。

電車・バスの中で、席をお譲りください。

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座していると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

視覚障がい者や聴覚障がい者等の状況把握が難しい方、肢体不自由者等の自力での迅速な避難が困難な方がいます。

●市町村での配布受付場所

市町村等担当部署		電話番号	市町村等担当部署		電話番号
大分市	障害福祉課	097-534-6111	杵築市	福祉事務所	0978-62-3131
別府市	障害福祉課	0977-21-1111	宇佐市	福祉課	0978-32-1111
中津市	福祉支援課	0979-22-1111	豊後大野市	社会福祉課	0974-22-1001
日田市	社会福祉課	0973-22-8290	由布市	福祉課	097-582-1111
佐伯市	障がい福祉課	0972-22-4514	国東市	福祉課	0978-72-1111
臼杵市	福祉課	0972-63-1111	姫島村	住民福祉課	0978-87-2111
津久見市	社会福祉課	0972-82-9519	日出町	福祉対策課	0977-73-3111
竹田市	社会福祉課	0974-63-1111	九重町	健康福祉課	0973-76-3821
豊後高田市	社会福祉課	0978-22-3100	玖珠町	福祉保健課	0973-72-1115
大分県	障害者社会参加推進室	097-506-2725	大分県障害者社会参加推進センター		097-558-8797

※市町村における交付場所は上記担当部署にお問い合わせください。

(問い合わせ先)

大分県福祉保健部 障害福祉課 電話 097-506-2723 FAX 097-506-1740
E-mail a12500@pref.oita.lg.jp

-115-

～様々な子育て支援サービス～

大分県は、県内の市町村と協力して、どなたでも使える様々な子育て支援サービスを実施しています。

大分県の運営する子育て支援ポータルサイト「子育てのタネ」や、市町村の子育て支援サイトで検索してみてください。

大分県は「子育て満足度日本一」を目指しています！



子育てのタネ

大分県子育て支援ポータルサイト



FacebookやInstagramでも、子育て支援情報を発信しています。ぜひフォローしてみてください。

おおいた子育て満足度日本一

facebook



おおいた子育て満足度日本一

Instagram



KOSODATEMANZOKUDON01

大分県LINE 公式アカウント

子育てのお悩みを
チャットで
相談できます！
お友達登録してね♪



県立図書館が身近に！！

障がい者向け宅配貸出サービス

身体や知的障がい又は重度の要介護状態等により、来館による貸出サービスを利用することが困難な県内在住の方へ、宅配による資料の貸出サービス(無料)を実施しています。



対象者

(1)身体障害者手帳をお持ちの方で下表に該当する方

障がいの内容	障がいの程度
視覚	身体障害者手帳1・2級
両下肢、体幹、移動機能	身体障害者手帳1・2級
心臓、腎臓、呼吸器 ぼうこう、直腸、小腸	身体障害者手帳1・3級
免疫、肝臓	身体障害者手帳1～3級

(2)精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で下表に該当する方

障がいの内容	障がいの程度
精神	精神障害者保健福祉手帳1・2級

(3)介護保険法による介護保険被保険者証をお持ちの方のうち、要介護状態が「3～5」の方

(4)療育手帳をお持ちの方で程度が「A」の方

(5)その他館長が特に必要と認める方

利用について

利用できる資料:県立図書館の資料全て(ただし館外利用のできないものを除く)

※当館に所蔵のないタイトルも録音図書等(視覚障がい者等用資料)をサピエ等からダウンロードして貸出できる場合があります。詳しくはお尋ねください。

貸出冊数:一人につき5冊以内

貸出期間:宅配に要する期間を含めて30日間

宅配料金:貸出時・返却時とも無料(図書館負担)

お申し込み

「宅配貸出サービス利用申請書」に必要事項を記入のうえ、必要な証明書(手帳等の写し)を添えて申請してください。資料利用券を発行します。

① 来館(カウンター) ② 郵送 ③ 電子申請 で受け付けます。

詳しくはカウンターまたは電話でお尋ねください。

利用申請書は県立図書館ホームページからもダウンロードできます。

(<https://www.oita-library.jp/cat13/cat2>)



電子申請二次元コード

お問い合わせ先

大分県立図書館 障がい者サービス担当(情報サービス担当)

〒870-0008 大分市王子西町14番1号

電話番号:097-546-9971 ファックス番号:097-546-9985

ホームページ:<https://www.oita-library.jp/>



診療案内

当センターは、一般の歯科医院での治療が困難な障がい者の方を対象とした歯科診療施設です。完全予約制となっておりますので、お電話にてご予約をおとりいただき、健康保険者証・歯ブラシなどをご持参のうえ、ご来院下さい。

連絡先

大分県口腔保健センター TEL.097-547-8833

診療日：毎週月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日は休診）
※麻酔治療は火曜日に行います
※第2、第4土曜日 診療、第3、第5月曜日 休診

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00～12:00	○	○	○	○	○	△	×
13:00～17:00	○	○	○	○	○	△	×

受付時間 9:00～11:00 13:00～16:00



アクセス



- 電車 人分駅より徒歩20分
西大分駅より徒歩15分
- バス 県立図書館前バス停下車徒歩5分
- 車 大分自動車道大分インターより5分

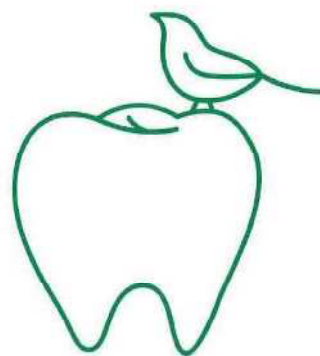
T870-0819 大分県大分市王子新印6番1号
大分県歯科医師会館1階
駐車場あり

TEL.097-547-8833

<http://www.oita-dental-a.or.jp/>

おおいだけんこうぐほけん
大分県口腔保健センター

しょう しょう しょう しょう しょう
障がい者歯科診療所



おおいだけんしかいしがい
大分県歯科医師会

センターは、
障がいのある方の
歯科治療を行っております。

歯・お口についての相談

むし歯治療・予防

いれ歯

歯石・歯ぐきからの出血

歯みがき指導 など



お困りのことがあれば、
なんでもご相談ください

口腔保健センターって
どんなところ？



〈正面玄関〉

「大分県歯科医師会」
の看板が目印！
茶色の建物の中に
入ってね



〈エントランス〉



〈診療室1〉



〈診療室2〉

みどりのイスと
青のイスがあるよ
青のイスでは
麻酔治療をします

口腔保健センターで
何をするの？



〈問診〉

- 歯についてのこと
 - からだのこと
 - 歯みがきのこと
- などお話を伺います



〈レントゲン検査〉



〈治療・歯石取り〉



〈歯みがき指導〉



笑気・静脈内鎮静法・
全身麻酔で治療を
することもあります



〈麻酔治療〉



大分療育クリニック

心身に障がいがあるために歯科診療が難しい方を対象とした、障がい者（児）のための歯科です。歯科診療の困難さや特徴を理解したうえで、一人一人にふさわしい方法で対応します。

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:30~12:30	休	●	●	休	●	●
13:30~17:45	休	●	●	休	●	●

休診日 | 月・木・第3金・日・祝日

完全予約制

大分市大字国分字六重原 567 番地 3

TEL : 097-586-6155

<https://beppu-hattatsu.jp/>



県民安全・安心メール + SNS

～ いつでも・どこでも 防災情報をメールでお届けします！ ～
県公式SNSでも防災情報を配信しています！

【配信情報】

- ・大雨警報や暴風警報等の気象警報
- ・大分県内で震度4以上の地震情報
- ・津波警報・注意報、噴火警報・予報
- ・避難指示等の避難情報
- ・土砂災害警戒情報、洪水予報
- ・竜巻注意情報、河川水位情報
- ・光化学オキシダント情報、食中毒注意報



【登録方法】

※メール・サイトの指示に従ってご登録ください。
登録サイトはこちら→<http://www.bousai-oita.jp/>

① e@bousai-oita.jp へてに空メールを送信する。



② 折り返し届くメールの本文内のURLを選択する。



③ 利用規約等を確認し、登録ボタンを押す。



④ 情報を知りたい地域を選択し、選択ボタンを押す。



『登録完了』
(登録内容を変更する場合は、変更ボタンを押す)

※登録は18市町村ごとにできます。

※登録を変更・解除する場合は、e@bousai-oita.jpに空メールを送信してください。

県公式LINE、Facebook、Xでも安全・安心メールと同様の内容を配信していますので、登録（フォロー、友達登録）をお願いします。

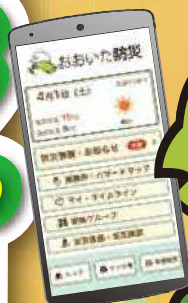


【問い合わせ先】防災対策企画課 097-506-3155

大分県公式

無料で使えるよ♪

おいしい防災アプリ



大分県応援団「鳥」めじろん



防災情報・
お知らせ

避難情報や気象情報など、最新の防災情報を表示します。



避難所・
ハザードマップ

現在地周辺の避難所等を自動検索して地図上に表示します。



マイ・タイムライン

大雨や台風の時に「いつ」「どこへ」避難するかを事前に入力しておく、災害時に通知されます。



家族グループ

家族グループに登録された方全員で位置情報を共有し、避難状況の確認ができます。



安否登録・
安否確認

現在地から安否登録ができます。登録されている人の安否確認ができます。

ダウンロード (QR コード)

App Store



Google Play



おいしい防災

検索

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です



おおいた防災アプリの機能紹介

避難所等検索マップ表示

最寄りの避難所等を検索してマップ表示



ハザード表示

土砂災害や浸水想定などの危険性を表示



カメラ映像・水位計

河川等のライブ映像や河川の水位状況を確認することが可能



もっと便利で役立つ機能が増えました！



マイ・タイムライン

タイムラインを簡単に作成し、いつでもアプリで確認できます！



登録
1

避難行動

登録
2

とるべき行動

登録
3

非常時の持ち出し品

いざという時に慌てず行動できるように、災害時の避難行動を事前に登録しておきましょう。



家族グループ

遠くにいても、グループ参加者の避難状況がわかります！



現在地の共有

災害情報の共有

災害時に位置情報等が共有されます。

遠くにいる家族などへの避難の声かけにご活用ください！

▼自治体から発令される避難情報について▼

【警戒レベル3】

高齢者等避難

災害が発生するおそれがある状況
災害リスクのある区域の高齢者等
(障がい者、妊婦、乳幼児)が危険な場所
から避難するべき状況

- ・高齢者等は、危険な場所から避難を開始する。
- ・高齢者等以外の人も必要に応じ、避難の準備をし、自主的に避難を開始する。

【警戒レベル4】

避難指示

災害が発生するおそれが高い状況
災害リスクのある区域の居住者等が
危険な場所から避難するべき状況
・危険な場所から全員避難する。

おおいたマイ・タイムラインで
避難について考えよう！



【警戒レベル5】

緊急安全確保

災害が発生または切迫している状況
居住者等の避難が遅れたために、立ち
退き避難を安全にできない可能性がある
状況(必ず発令される情報ではない)

避難所等への移動が危ない
ときは、近隣の安全な場所、
自宅の2階などに移動しよう！



自治体は、人的被害発生の危険性が高まっている区域の居住者等に対し、避難情報を発令します。(強制力はありません)
避難情報が発令されたら周囲の状況を確認し、**自分や家族の命を守るために最善の行動をとりましょう。**



大分県 生活環境部
防災局 防災対策企画課

☎097-506-3155

大分県警察「まもめーる」

～「まもめーるアプリ」運用中～

県警察では、皆さん方の防犯対策等に役立てていただくため

- 子どもや女性への声かけ事案等の不審者情報
- 特殊詐欺などの被害拡大防止情報
- 重大事故、その他交通関係情報
- 迷い子、行方不明者の情報

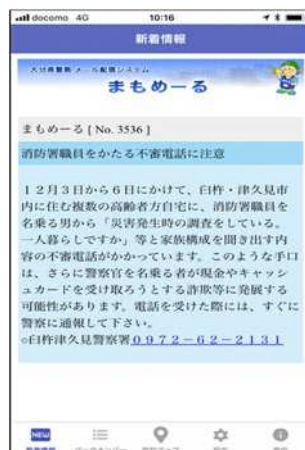


などの情報を電子メール(まもめーる)で配信していますが、スマートフォンに対応した「まもめーるアプリ」も運用中です。

「まもめーるアプリ」は、防犯対策等に役立つ情報以外にも、身近な犯罪の発生場所を地図上に表示する「防犯マップみはるちゃん」の機能が利用できますので、ぜひダウンロードして、ご活用ください。

機能1 「まもめーる受信」

- ・まもめーるの新着情報が配信された際には、プッシュ通知され、新着情報を閲覧できます。
- ・過去1ヶ月間に配信したまもめーる情報をバックナンバーとして閲覧できます。



機能2 「防犯マップみはるちゃん」

- ・「車上ねらい」「乗り物盗」「声かけ事案」の犯罪発生場所が地図上に表示されます。
- ・発生期間、発生地域等を指定して表示させることができます。



★ ダウンロード方法 ★

Android対応のスマートフォンをお持ちの方は「Google Play」、iPhoneをお持ちの方は「App Store」から、「まもめーる」と検索し、アプリをダウンロードしてください。下記の二次元コードでもダウンロードできます。

【Android携帯はこちらから】



【iPhoneはこちらから】



お問い合わせ先
大分県警察本部 安全・安心まちづくり推進室
TEL 097-536-2131

障がい者福祉のしおり

(令和7年4月発行)

大分県福祉保健部障害福祉課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

(代表)TEL 097-506-2723

FAX 097-506-1740

e-mail : a12500@pref.oita.lg.jp

HP : <http://www.pref.oita.jp/soshiki/12500/>